

各論点における意見等について

- ※1 点線内、各論点の概要については、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」の〔概要〕(p. 23～25)の部分を転載。それぞれの論点の概要について、ヒアリング内容を【外国人の状況及びニーズについて】、【指導者等の状況、対応等について】、【検討事項】の観点から整理して記載。なお、それぞれの観点において、細かな項目立てが可能であると思われる場合は項目ごとに整理している。いずれも、これまでのヒアリング及び意見交換で出たものを整理した段階である。
- ※2 いずれも全国的な傾向として言えることか、事例として扱うべきかどうかということについて、引き続き、情報収集及び整理が必要。
- ※3 今後、日本語教育推進会議の参加団体からの意見、地域における日本語教育協議会において各都道府県及び政令指定都市（地域国際化協会含む）から得られたデータ等を加えていく予定。
- ※4 以下、カリキュラム案等の5点セットについて、それぞれ「カリキュラム案」「教材例集」「ガイドブック」「能力評価」「指導力評価」として表記。

(1) 日本語教育の推進体制について

論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて

- どのような外国人を対象に、どのような目的や分野の日本語教育を念頭に置いて考えるのか明確にした上で、既にある政府全体の総合的な対応プランなど現行の枠組みでは不十分であり、それを克服するためにどのような内容を盛り込むのか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。
- 多様な日本語教育を盛り込むとすれば、留学生政策、入国管理政策、就労政策など関係府省の個別の政策の実現手段となっている日本語教育を横断的に対象とすることとなるが、可能か、また、適切か。
 - 外国人が抱える問題は生活全般にわたり、教育、就労、医療、社会保障、住宅、産業、地域づくり、多文化共生など他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論するだけでは十分とは言えず、どう考えればよいか。
 - 我が国の将来像も念頭に、日本語教育を推進する論拠を突き詰めていくと避けて通れない外国人の権利・義務やその受入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるか。
 - 日本語教育推進上、幅広く国民の理解を得るために説得力ある論拠をどう示すか。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

(外国人の動向について)

- 在留資格「永住者」「家族滞在」「日本人の配偶者等」で日本に在留する者が増えてきている。家族単位で来日し、長期に在留する人が数として増えてきているだけでなく、日本に在留する外国人全体に対する割合も高くなってきている。正に生活者としての視点や、地域で子供が成長していくといった視点が求められている。(小山委員)
- 愛知県ではブラジルなどの南米日系人が目立っていたが、現在はフィリピンやベトナムなどアジア出身の外国人が増えてきており、施策のターゲットについて検討する必要性が出てきている。(小山委員)
- 地域に在住する外国人について、今後、高齢化の進展を予測している。(総社市)
- リーマンショック後、学習者が急激に増えたが、経済状況の上向きとともに学習者は減少していった。(可児市国際交流協会)
- 東日本大震災後の傾向として、結婚移住女性が減ってきており、日本語教室の学習者数も減少傾向にある。(宮城県国際化協会)
- 総社市では、まずブラジル人コミュニティーができたが、その後、日本語教室で出会ったブラジル人以外の外国人もそのコミュニティーに入りつつあり、外国人コミュニティーの構成が多様になってきている。(総社市)
- 外国人について、国籍別や年齢別のデータはあるが、国籍、年齢、在留資格、性別をクロスしたデータがないために、細かい実態が分からず、どういった日本語がどれぐらい必要かということも見えてこない。(多文化共生リソースセンター東海)

(日本語学習に関するニーズについて)

- ・ 学習者のニーズは非常に多様である。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 就労者から小さな子供まで多様な外国人がいる。(総社市)
- ・ 外国人集住都市における日系南米人のように外国人が集住している場合はニーズ等の把握も容易だが、特に集住しておらず分散している場合は把握が困難である。(小山委員)
- ・ 外国人が少なく、さらに散在しているような地域では、存在の把握も困難であり、さらに、日本語学習のニーズなども顕在化しにくい。(宮城県国際化協会)
- ・ 日本語は話せても読めない人が多い。(総社市)
- ・ 「日本人の配偶者」の中には母国での日本語学習経験がない人が多く、また、夫や家族が妻の母語を理解していないケースが多いので、来日直後から日本語のみの環境での生活となることが多い。また、地域住民として「永住」することを前提としており、日本語習得の必要性が高い。(宮城県国際化協会)
- ・ 日系南米人の外国人は10年以上住んでいる方も多く、日本語は話せても読めない方が多いという課題がある。今後、さらに日系南米人の高齢化に伴う課題なども発生すると予測している。(総社市)
- ・ 日本語教室の学習者が減少している。(山形市国際交流協会)
- ・ 日本語を習得することで外出が自由にできるようになったり、人間関係に広がりができたりすると感じる外国人がいる。日本語教室や学校では、文法等を学習するだけでなく、日常会話を学習し、実際に使用したり、疑問に思ったことを聞くことを希望している。身近な日本人とのかかわりが日本語学習、日常生活及び子育てにおける助けになったり、日本社会に参加していると感じる経験となっている。(横浜市国際交流協会)
- ・ 外国人の散在地域では外国人が集まる場所が少なく、日本語教室が地域の情報、様々な情報を得る貴重な場になっている。言葉を学ぶだけでなく、様々な情報を得て、様々なネットワークを構築し、その地域で自立した生活をしていくための基礎体力を養う場になっているのではないかと考えられる。そのため、日本語教室に通えないことで社会から孤立してしまう可能性がある。(宮城県国際化協会)

(日本語学習の環境について)

- ・ 総社市で実施した調査研究の結果により、主に日系南米人についてであるが、高い学習意欲を持ちながらも、不安定な雇用状況や経済的事情により、移動が頻繁で地域社会に生活基盤を築きにくく、日本語学習を継続することが極めて難しい状況にあることが明らかになった。日本語の読み書きが困難な者が多いこと、日本人の地域住民との間に共通言語が少ないこと、地域住民との文化的差異が大きいこと、日本語を余り使わない生活環境にあることが、日本語習得の難しさを助長している。(総社市)

(日本語教育に対する認識について)

- ・ 平成23年度愛知県「県政モニターアンケート」によると、今後、日本人住民と外国人住民がともに暮らしやすい社会にしていくために、県や市町村などの行政が「外国人に対し、日本語の学習を支援する」ことが必要だと回答した者が60.9%おり、外国人に対して日本語教育は必要と考える者は多いと言える。(多文化共生リソースセンター東海)

【指導者等の状況、対応等について】

(日本語教育の位置付けについて)

- ・ 外国人が積極的に地域社会の一員として参加できる多文化共生のまちづくりを目指しているが、日本語教室が外国人住民の自立と社会参加を支援する基盤システムとしての役割を果たしている。(総社市)
- ・ 日本語教室を日本人・外国人住民がつながる場とし、交流を通して、日本語習得とコミュニケーション能力の向上を図っている。また、学習教材は地域情報を盛り込んでおり、情報提供ツールの役割を果たしている。(総社市) ※再掲(論点1)
- ・ 地域に暮らす外国人が広くだれでも参加できる日本語教室を実施し、行動や情報の収集が自由にできるように支援している。(可児市国際交流協会)

(日本語教室の位置付けに関する課題について)

- ・ これまで様々な開発されてきた教材や情報がうまく流通しておらず、効果的に活用されていないのではないか。(多文化共生リソースセンター東海)

- ・ 様々な方が様々な形で講座を開いていたりするが、「多文化共生」や「日本語教育」など様々な目的が絡み合っている。(小山委員)
- ・ 地域における日本語教育は外国人の状況が多様であるため、必須の内容と選択する内容を分けて展開することが適当ではないか。(多文化共生リソースセンター東海)

(行政における日本語教育の位置付けについて)

- ・ 行政では日本語教育に関する関心度が低く、費用対効果等の面を考えても、財政的に非常に厳しい状況にある。(総社市)
- ・ 学習者の減少にどのように対応するかということが課題となっている。また、需要やニーズの変化、費用対効果などの観点から事業全体について精査した際に、事業の優先順位の低下によっては実施しないという選択肢があり得る。(山形市国際交流協会)
- ・ 日本語を専門とする職員がおらず、学習スキル面で踏み込んだビジョンを描くことができない。(山形市国際交流協会)
- ・ 愛知県には日本語教室が多数あるが、市町村別に見た場合、全ての市町村に日本語教室があるというわけではない。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 愛知県が平成 25 年度に「あいち地域日本語教育指針」(仮)を策定予定。(多文化共生リソースセンター東海)

【検討事項について】

(対象者とそのニーズについて)

- ・ 日本語教育が必要な学習者像をどのようにして描くか。(市域が広く、外国人も多様である。また、教室に來ない／來られない人の状況や日本語学習に関するニーズをどうやって把握するか。専門家による言語保障としての日本語教室ができた場合、担い手や内容はどうなるのか。また、横浜市の規模で実施できるのか。)(横浜市交際交流協会)

(実施体制と担う機関ごとの役割について)

- ・ 公的な役割を持つ日本語教室と地域の日本語学習支援システムのあり方について検討が必要。(横浜市国際交流協会)

(日本語教育を実施する意義について)

- ・ 日本に在留する外国人が日本語能力を身に付けることにより解決できるようになる社会課題を示すことが必要ではないか。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 日本語教育を推進しなかった場合にかかるコスト(通訳・翻訳費等)や社会的影響(職場・隣人との意思疎通、社会参加)とのバランスから日本語教育を実施する意義についても検討することが必要ではないか。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 東日本大震災の際、地域の日本語教室での人間関係が、情報や物資、支援に関する情報などが流通するルートとなり、セーフティネットとして機能した。(宮城県国際化協会)

(日本語教育を実施する際のよりどころの必要性について)

- ・ 地域において実施されている日本語教室は、多文化共生など多様な観点を大事にしているが、常に立ちもどれるように「日本語教育」という観点を軸にしたビジョンや考え方が必要であり、そういった取組の土台となるものを国が作成することが必要である。(小山委員)
- ・ 日本語教育について少なくとも公的なお金を使ってボランティアの養成講座などを行うときはビジョンに基づいて行うべきである。国でも多文化共生を打ち出しており、また、自治体でも多文化共生プランを策定しているところが多い以上、日本語教育も多文化共生を目的に行うべきではないか。(尾崎委員)

論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について

- 様々な関係府省や関係機関・団体等により行われる日本語教育が全体として効果的・効率的に推進されているかとの指摘は、日本語教育の多様性を考えれば、必要な役割分担であると捉え、連携・協力を図り、それぞれの役割を果たしていくことが大切。

文化庁では、平成22年7月に関係府省からなる連絡会議を、平成24年1月には関係府省と関係機関・団体等からなる日本語教育推進会議を発足させ、意見交換等を実施。

また、各種コンテンツの所在情報を横断的に検索・利用できるシステムを整備し、平成25年度から利用開始予定。こうした日本語教育に関する横断的な取組を通じて、全体として効果的・効率的に推進していくことが必要。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

- ・ 多様なセクターにおいて日本語を学習する機会が求められている。(可児市国際交流協会)
- ・ 地域における日本語教室は外国人が日本語を学ぶだけでなく、外国人が生活相談をしたり、情報を入手したりする拠点となっている。(横浜市国際交流協会)
- ・ 近隣の市町でちょうど良い日時や場所で日本語教室が開催されておらず、山形市以外の市町村から山形市国際交流協会の日本語教室に通う学習者がいる。(山形市国際交流協会)
- ・ 日本語教室に行っても周りが日本語で話しているために話について行けず、やめてしまう学習者がいる。(総社市)

【指導者等の状況、対応等について】

(「公」内のネットワークについて)

- ・ 日本語教師、コーディネーター、事業主体の3者が連携し、かつ、他の機関とも連携した仕組みにより、課題に関する情報の共有や効率的な事業の考案などを実施している。(総社市)
- ・ 文化庁委託(「生活者としての外国人」のための日本語教育事業)は官学連携が容易かつ情報収集・発信・人的交流がスムーズな一方で、単年度の委託事業は安定的・継続的な教室運営・人材育成が困難である。(総社市)
- ・ 日本語教育事業について、国際交流協会ではなく、市の担当課が実施しているため、担当部署との連携もスムーズである。一方、国際交流協会がないため、専門的な職員がおらず、人事異動もあるため安定的な事業運営が困難である。(総社市)
- ・ 立場の違いによる見解の相違(行政とボランティア等)や人事異動は安定的な事業運営に困難を伴うが、コーディネーターの配置により解決が可能である。(総社市)
- ・ 行政職員の人事異動に対しては、業務マニュアルを作成し、対応できるようにしている。(総社市)

(「公」も「民」も含んだネットワークについて)

- ・ 近隣地域との相互連携の強化、地域間ネットワークの形成が重要である。(総社市)
- ・ 地域における日本語教室の指導者やボランティアの情報交換の場として、東北地方の自治体国際化協会や大学等が協力し、ネットワーク会議を開催している。(宮城県国際化協会)
- ・ 個々の日本語教室が孤立せず、相互の関係、それぞれの特徴やミッションを語れるようになることが理想ではないか。(横浜市国際交流協会)
- ・ 日曜午前に無料の託児(NPO法人に委託)付きの教室を実施している。(総社市)
- ・ 国際交流協会以外にNPOやJICE(一般財団法人日本国際協力センター。厚生労働省が実施している「日系人就業準備研修」を受託している。)が日本語教室を実施しているほか、企業内でも日本語教室を実施している。企業内では、外国人が多数働いている企業で当事者、企業、市が3分の1ずつ費用を負担し、可児市国際交流協会がコーディネートと講師派遣を行う日本語教室を実施している。(可児市国際交流協会)
- ・ 市民による演劇団の取組みに外国人が参加することで、日本語がレベルアップしたりすることがある。また、演劇団の活動をうまく活用することで、広く地域住民に外国人の存在や状況等について情報発信を行うことも可能である。(可児市国際交流協会)

- ・ 行政、学校、ボランティア、日本語学校など多様な機関による連携は難しいのが現状である。(加藤委員)
- ・ 日本語をどのように教えるか、また外国人と日本語でどのようにコミュニケーションを行うかということは正に日々日本語学校が行っていることであり、強みである。ただし、日本語学校で教えられるからということで、地域で教えられるとも限らない。(加藤委員)
- ・ 外国人が少ない地域では、日本語教育が社会的課題として認識されにくく、行政の中での優先順位が低い。行政の取組が少ない地域では、日本語教室の開設などは関心のある一部のボランティアに委ねられていることが多く、行政の支援を受けて安定的に教室運営を行うことは困難である。(宮城県国際化協会)

(「民」とのネットワークにおける「公」の役割について)

- ・ 横浜は地域リソースが豊富であるため、教室実習型研修の開催、地域日本語教室の状況把握、日本語学習支援者の支援などが自治体、公的機関に求められている。具体的には教室の実情にあった教室運営や、テキストの効果的な使い方など、外部アドバイザー（専門家）とスタッフが同行し、教室メンバーと対話しながら、情報提供及びアドバイスを行う訪問相談を実施している。(横浜市国際交流協会)
- ・ 国際交流協会の事業として、対象者への支援と同時に民間団体活動を育成し、支援しなければならないと考えている。(山形市国際交流協会)
- ・ 地域の日本語教室に対して、その教室が無理なく持続的に活動が続けられるように支援を行うことが必要である。(横浜市国際交流協会)
- ・ 「市町村日本語教室アドバイザー派遣」として、日本語教育やその関連分野に関する知識や経験豊富な人をアドバイザーとして派遣し、各教室で抱える課題解決の一助としてもらっている。また、日本語教育に関する研修などを交通の便のよいところで開催することで支援とするのではなく、出向いて行くことが好評である。(宮城県国際化協会)
- ・ 国際交流協会では、地域における他の日本語教室で余り行われていない試み（カリキュラムや教室活動の工夫など）を行い、その結果を他の日本語教室に伝えるということをしている。(宮城県国際化協会)
- ・ 支援者への支援として、必要なときに立ち寄り、相談もできる拠点（リソースセンター等）が必要である。(横浜市国際交流協会)
- ・ 日本語教室は地域の交流拠点であるが、それぞれの日本語教室が孤立したり、支援者だけで悩みを抱え込んだりしないように、教室同士あるいは国際交流センターのような拠点同士で顔の見える関係作りを行い、相談窓口と学習者をつないだり、支援者だけで悩まないようにしている。(横浜市国際交流協会)
- ・ ボランティアが自立的に活動を行えるようになるには、十分な時間と人材の蓄積、養成するための場と財政の継続的確保が不可欠である。(総社市)

(日本語教室の体制について)

- ・ 日本語教室を設置する際、外国人がより参加しやすいように入門・初級の内容をどのようにデザインするかということだけでなく、目指す出口（高校進学や就学等）につながるように全体をデザインするコーディネーターが重要である。また、多様なニーズへの対応について、個々のニーズに対応できるような教室形式を取ることも重要であるが、課題別・目的別の日本語教室（防災や地域交流、子育てや上級者向けなど）も大事である。いずれにしても、各教室にコーディネーターを置き、情報共有や調整を行うことが求められる。(可児市国際交流協会)
- ・ 多様なレベルにはマンツーマン指導が有効であると思われるが、現状の体制では難しい。(山形市国際交流協会)

(学習者のネットワークについて)

- ・ 日本語を習得した経験がある人から教わることは、分かりやすいというだけでなく、日本語学習のロールモデルとしても非常に大事である。(横浜市国際交流協会)
- ・ 国際交流協会には通訳を配置しており、日本語学習者へのフォローを行うようにしているが、通訳との間で共通言語があるからと言って、うまくコミュニケーションが取れるとは限らない。どのようなスタンスで学習者に接するかということについて、通訳へのフォローが必要である。(山形市国際交流協会)
- ・ 学習者に対するフォローについて指導者や通訳の間で役割分担が必要である。(山形市国際交流協会)
- ・ 高齢で外出が困難であったり、家庭内で日本語学習ができる状況にない人に対しては、フォローが必要ではないか。(山形市国際交流協会)

- ・ 外国人は地域の行事に参加しないという評価を聞くこともあるが、日本語能力の問題以前に、そもそも外国人には地域の行事等が十分に周知されていないことがある。(可児市国際交流協会)

【検討事項について】

- ・ 多様なセクターにおいて日本語が求められているが、外国人が日本語学習を希望していても、就労条件などによっては学習できなかったりする。習得の義務化もしくは、学習する権利を保障することが必要ではないか。(政府全体での議論が必要。)(可児市国際交流協会)
- ・ 連携する者同士で、事業の棲み分けをすると同時に、情報や活動方法を共有することが大事である。また、連携する際には、連携する全ての団体の満足感、達成感が重要である。(山形市国際交流協会)
- ・ 市外からも学習者が来るが、それぞれの市町村において対応できるようにしていかなければならないのではないか。(山形市国際交流協会)
- ・ 大学について、大学の社会貢献のような形で地域における日本語教育への関与を求めることはできないか。(金田委員)
- ・ 読み書きを必要としているが、学べない人に対するサポートは必要ではないか。その場合、eラーニングのようなものも考えられるのではないか。(尾崎委員)

(2) 日本語教育の内容及び方法について

論点3-1 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について(標準について)

- 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準には文化庁のカリキュラム案や日本語能力評価、国際交流基金の「JF日本語教育スタンダード」、豊田市の「とよた日本語能力判定」がある。また、国内は日本国際教育支援協会が、国外は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」があり、約30年の歴史を持ち、平成23年の受験者は61万人。
- 現行の取組では不十分であり、それを克服するためにどのような日本語教育の対象者、目的、分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作ることを考えるか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。
 - ・ 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し、統一的な標準や基準を作ることは可能か、また、適切か。
 - ・ 新たな標準や基準を作るのがよいか、既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

- ・ 在留資格「永住者」「家族滞在」「日本人の配偶者等」で日本に在留する者が増えてきている。家族単位で来日し、長期に在留する人が数として増えてきているだけでなく、日本に在留する外国人全体に対する割合も高くなってきている。正に生活者としての視点や、地域で子供が成長していくといった視点が求められている。(小山委員) ※再掲(論点1)
- ・ 日本語について、外国人が求めるもの、地域社会が求めるもの、企業が求めるものは違うのではないか。(迫田委員)
- ・ 東日本大震災後、生活再建のために役所や職場で漢字を書かなければならないことが多く、漢字に対するニーズが増した。(宮城県国際化協会)
- ・ 外国人について、国籍別や年齢別のデータはあるが、国籍、年齢、在留資格、性別をクロスしたデータがないために、細かな実態が分からず、どういった日本語がどれぐらい必要かということも見えてこない。(多文化共生リソースセンター東海) ※再掲(論点1)

【指導者等の状況、対応等について】

(日本語教室で取り上げる内容について)

- ・ 「生活者としての外国人」への対応として、日本語教室の講師がトピックを中心としたプログラムを組

み立てている。また、入門、初級レベルの日本語教室だけでなく、ステップアップを望む外国人のため、多様なレベル・内容の日本語教室を設置している。また、全体の内容などについては、日本語コーディネーターが全体を調整している。(可児市国際交流協会)

- ・ 日本語教室での学習内容として、行動目標を具体的に設定し、実生活につながるようなプログラムを実施している。(横浜市国際交流協会)
- ・ 県内の多くの日本語教室では、市販教材を使用している。(宮城県国際化協会)

【日本語の標準について】

- ・ 個々の現場で作成される基準が現場を超えて共有されることは稀であるため、全国的な基準が必要ではないか。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 漢字圏・非漢字圏別に日本語教育の内容や方法を考えるなど、外国人の背景に応じた対応が必要ではないか。(小山委員)

【検討事項について】

(※現時点ではなし。)

論点 3-2 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について (判定基準について)

＜ヒアリング、意見収集の整理＞

【外国人の状況及びニーズについて】

- ・ 「生活者としての外国人」に対しては、生活日本語が大事であるということが言われるが、もちろん、学習者の中には日本語能力試験に関心を持つ者もいる。(横浜市国際交流協会)
- ・ 地域によっては、外国人が仕事を探す際に日本語能力試験のN1、N2が求められたりする。ただし、同じようにN1、N2を持っている外国人であっても、その学習者の背景(漢字圏かどうか、日本語学習経験はどうか)によって、会話や読み書きの能力は異なることが多い。(可児市国際交流協会)
- ・ 日本語教室に継続的に参加することが困難な学習者が多く、能力評価が活用できるレベルまで日本語能力が上がらない。(総社市)
- ・ 高度な日本語能力がなくても仕事があるため、資格としての日本語習得は余り意味がないと考えている外国人が多い。日本語教室に来ている学習者であっても、日本語の習得を最終目的としない者も多く、継続して日本語を学習することの意義は伝わりにくく、仕事が決まれば途中で辞める人も多い。(山形市国際交流協会)
- ・ 大部分の学習者が、初級が終わった時点で日本語教室をやめてしまう。(山形市国際交流協会)

【指導者等の状況、対応等について】

- ・ 作文など活動した内容の積み重ねにより、日本語学習の達成度を確認している。(横浜市国際交流協会)
- ・ 「能力評価」は主観的な判断による部分があるため、ばらつきが発生することはやむを得ない。ばらつきを押さえるのであれば、主観的な判断によるばらつきが生じないように、測定部分を限定せざるを得ない。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 「能力評価」は自律学習を促すものとして作成をしたが、実際には使いにくいところがあるのではないか。(尾崎委員)
- ・ CEF Rについて、日本は複言語・複文化主義ではないので、飽くまで物差しの一つとして参考にする程度がよいのではないか。(多文化共生リソースセンター東海)

【検討事項について】

- ・ 現実には地域における日本語教室に通っている人の中にも日本語能力試験を目指す人もおり、それらも含めた日本語能力の評価のあり方について検討する必要があるのではないか。(加藤委員)
- ・ 「指導力評価」に外国人住民が地域社会の一員として参加できるような街づくりの観点を加えられない

か。(総社市)

- ・ 日本語教育小委員会で行っている教育的な観点からの日本語能力評価に関する議論と、法務省（入国管理局）が行っている出入国管理施策への日本語能力評価の活用とが全く無関係であるかのようだが、それらをつなげることの是非についても議論が必要であり、日本語能力に対する社会的意味付けについて検討することが必要ではないか。(尾崎委員)

論点4 カリキュラム案等の活用について

- 文化庁のカリキュラム案等が地域の日本語教育推進上の「よりどころ」として活用されるよう周知を工夫するとともに、その効果を検証、改善し、再び提供するPDCAサイクルを構築していく方策の検討が必要。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

- ・ カリキュラム案等の存在や活用法についての理解が進んでいないと思われる。実際に県内でカリキュラム案等を活用しているところは1教室に留まると思われる。(宮城県国際化協会)
- ・ カリキュラム案等の5点セットは、多くのボランティアや日本語教師、自治体職員には難解である。(総社市)
- ・ 地域における日本語教室でカリキュラム案等を活用している実践例は少ない。ただし、研修会、訪問相談等の機会を通じて、必要に応じて専門家が考え方や活用方法等を説明している。(横浜市国際交流協会)
- ・ カリキュラム案等は、具体的に地域差を踏まえた内容ではなく、また余り季節感がないなど、使いにくい部分がある。(可児市国際交流協会)
- ・ 学習者の中には、文法を学びたいという学習者もあり、生活の知識や文法事項中心に組み立てていない日本語会話を重要と思わない人も多い。生活講座の支援者も文法を指導できるようになることの必要性を感じており、日本語教室の内容などについて検討を行っているところである。(山形市国際交流協会)
- ・ 山形市で実施している生活講座では日常生活で出くわしそうな10場面を用意し、実施しているが、必ずしも全部を必要としない人も多く、途中でやめる人もいる。(山形市国際交流協会)
- ・ 日本語教室に継続的に参加することが困難な学習者が多く、能力評価が活用できるレベルまで日本語能力が上がらない。(総社市) ※再掲(論点3-2)

【指導者等の状況、対応等について】

- ・ カリキュラム案等の活用方法について教えられる人が十分ではないのではないかと。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ カリキュラム案等が普及していないのは、その存在を知らないからではないか。ただし、地域における日本語教室において、従来からのやり方を変えるということは大変である。新たにカリキュラム案を参考にして日本語教育を行うことは、なかなか難しいのではないかと。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 「能力評価」は自律学習を促すものとして作成をしたが、実際には使いにくいところがあるのではないかと。(尾崎委員) ※再掲(論点3-2)

【検討事項について】

(活用のための支援について)

- ・ カリキュラム案等を活用してもらうためには勉強会などが必要ではないか。(可児市国際交流協会)
- ・ 教材例集なども手軽に利用してもらえるようなモデルがあるとよいのではないかと。(小山委員)
- ・ カリキュラム案等を参考にした教材等の一覧を作成するなど、活用しやすくするべきではないか。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 地域における日本語教育については、文脈や場、講師によって、その実践の在り方も大きく異なることが多いが、それらの文脈を含めた形で実践例を描き出していかないといけない。(佐藤委員)

- ・ カリキュラム案等を普及するためには、コーディネーターによるフォローが必要であり、かつすぐに成果は出てくるわけではないので複数年度のモデル事業のスキームが必要である。(多文化共生リソースセンター東海)
 - ・ 5点セットの普及については、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業などの文化庁事業について広く知ってもらい、理解が深まることによって、その成果が活用されていくのではないかと。(総社市)
 - ・ カリキュラム案等で示している考え方などは、既に似たような考え方で実践しているところもある。これから新たに取組もうとしているところであったり、活動の見直しを行おうとしているところにおいて有効であるのではないかと。普及を考える際に、ターゲット(対象や活用の仕方等)を明確にする必要があるのではないかと。(川端委員)
 - ・ カリキュラム案や教材例集に関する考え方がなかなか伝わらないので、普及に工夫が求められる。また、能力評価については、特に学習者が移動しても継続的に日本語学習を行えるようにということで日本語学習ポートフォリオを開発したが、その活用については、活用の具体例の提示を含めて丁寧に伝えていく必要があるのではないかと。(金田委員)
 - ・ カリキュラム案ありきで、カリキュラム案等を普及するという観点ではなく、各地の課題ややりたいことに寄り添い、今後の展開と一緒に考えていく中で、カリキュラム案がどのように使えるか伝えるという観点が大事ではないだろうか。単に「使い方を伝える」という観点で物事を進めると「使いにくい」「使えない」という受け止め方をされるだけで終わってしまうのではないだろうか。(加藤委員)
- (カリキュラム案等の改善について)**
- ・ カリキュラム案等をボランティアの方々に使ってもらえるようにするためには、もう一工夫必要ではないかと。(小山委員)
 - ・ カリキュラム案等をボランティア等により有効に活用してもらうためには、最初に細かく作り込んでしまうのではなく、それぞれの地域でどう作り上げていくかという発想が持てるように、大まかなものを示すのがよいのではないかと。(多文化共生リソースセンター東海)

(3) 日本語教育に携わる人材について

論点5 日本語教育の資格について

- 日本語教育能力を判定する試験には日本国際教育支援協会の「日本語教育能力検定試験」があり、約25年の歴史を持ち、平成23年度の受験者は5,732人。
- 文化庁も日本語教育に関する人材育成を財政支援するとともに、平成22年度からは「地域日本語教育コーディネーター研修」を直接実施するほか、平成24年度中には指導力評価について取りまとめる。
- 現行の枠組みや取組では不十分であり、想定される資格がその点をどのように克服するものか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。
 - ・ 新たな資格を作るのがよいか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。
 - ・ 日本語教育指導者は多様であり、統一的な資格を作ることは可能か、また、適切か。
 - ・ 新たに専門性等によって一定の線引きを行うことは、特に地域の日本語教育においてボランティアが大きな役割を担っている現状に照らして問題ないか。
 - ・ 国が新たに資格を作れば、規制緩和の流れに逆行し、民業圧迫とならないか。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

(※現時点ではなし)

【指導者等の状況、対応等について】

(指導者等の選考の例)

- ・ 日本語教室を日本語教育の有資格者によるローテーション体制により実施している。また、指導者は総

社市の事業に対する理解，チームワーク，円滑な教室運営に対する協力的な態度などの人間性も重視して
お願いしている。(総社市)

- ・ 日本語教室の講師の人選，人材確保はコーディネーターが中心となって実施している。(総社市)
- ・ 日本語教師とサポーターとで条件を分けている。ただし，国際交流協会の事業を知らずに活動に参加し，
支障を来すこともあるので，国際交流協会主催の養成講座で事業について知ってもらうことが必要である。
(可児市国際交流協会)
- ・ 宮城県が実施している教室は，日本語教育能力検定試験合格者または420時間の日本語講師養成講座
の修了者等でクラス形式の教授経験を有する人が担当している。また，日本語指導者のほかに全体の調整
や指導を行う者がコースデザインや他講師への指導等を担当している。(宮城県国際化協会)
- ・ 新たに講師を募集する際は，教案と模擬授業を基に選考している。(宮城県国際化協会)

(指導者等の実態)

- ・ 各日本語教室における講師像は各団体の考えによるところが大きく，団体間で考えや意見の一致は困難
である。(山形市国際交流協会)
- ・ 外国人に山形の暮らし方，様々な生活文化・習慣等の知識及び日本語の会話を身に付けてもらうことな
どを目的に行っている「生活講座」の講師はボランティアであるため，意識の統一は困難であり，取組の
意識の違いが出る。(山形市国際交流協会)

(資格について)

- ・ 日本語教育能力検定試験について，学習者の学習ニーズが多様化したことを受け，平成23年に内容の
一部改定を行い，基礎を中心に出題することとしている。(川端委員)
- ・ 基礎だけではなく，分野の細分化とそれに応じた資格・認定が必要ではないか。ボランティアが担っ
ているのは質の保証ではなく，機会の提供であり，ボランティアの捉え方は地域や教室によっても差が大き
い。最優先すべきは学習者及び地域社会のニーズであり，資格については専門分野については既存の資格
がないため民業圧迫とならないのではないか。(多文化共生リソースセンター東海)

【検討事項について】

- ・ 地域における日本語教育において，日本語教育有資格者をどう捉えるか検討が必要ではないか。(横浜市
国際交流協会)
- ・ 日本語指導に関して，一定の知識を持った上で地域日本語学習支援の意義を理解している人が必要では
ないか。(横浜市国際交流協会)
- ・ 日本語教室には様々な立場の人が関わるのが良いが，立場の分け方と役割をどう考えるか検討が必要
ではないか。(横浜市国際交流協会)
- ・ ポジションに見合った待遇の在り方はどういったものか検討が必要ではないか。(横浜市国際交流協会)
- ・ 地域における日本語教育で指導する際に必要とされる能力を評価する仕組み(試験等)があっても良い
のではないか。(尾崎委員)

論点6 日本語教員の養成・研修について

- 平成24年3月の文化庁の日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議のまとめでは、特に大学や日本語学校を念頭に日本語教員等の養成・研修の在り方について議論すべきであると提言。
- 大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修上、平成12年3月の文化庁の協力者会議が「日本語教育のための教員養成について（報告）」や、平成24年3月の文部科学省の検討会議の報告書で示された在留資格「留学」で在留する外国人を受け入れる日本語教育機関としての国の審査基準の中の教員の要件は、参考として活用し得る。
大学や日本語学校における日本語教育は、主として留学生などが対象であり、この分野の日本語教員の養成・研修については、その後の大学等の取組の積み重ねなどに照らして、現時点で現行の枠組みを変更すべき特段の事情はない。
- また、留学生への日本語教育については、日本語教育はもとより、受入れ、教育研究活動、生活、就職の支援などの一連のキャリア形成の観点から、必要に応じて留学生政策その他の個別の政策論の中で検討していくのが基本。
- このようなことから、引き続き日本語教員の養成・研修に関する取組の動向に留意しつつ、関係府省や関係部局等の連携の下、適切に対応していくことが適当。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

(※現時点ではなし)

【指導者等の状況、対応等について】

(実施状況について)

- ・ 外国人住民を隣人としてサポートする地域人材を育成するため、外国人支援に関する基礎知識を習得する講座に加え、実際に日本語教室に参加して生活支援の一環として日本語学習をサポートする方法を学ぶ実践研修をセットにしたプログラムを実施している。(総社市)
- ・ 養成講座を受けた市民が日本語学習ボランティアとして、日本語講師の補助的存在として日本語教室に参加している。(総社市)
- ・ 以前は日本語教師養成講座(420時間)等を参考としたプログラムを実施していたが、国際交流協会は日本語教師を養成する専門機関ではないこと、また、日本語教育の専門家になるためのプログラムの中身にはボランティア活動には不必要な部分もあると思われたため、内容を改善し、地域の日本語教育支援者として何が必要かをボランティアと共に考える講座を実施してきている。(可児市国際交流協会)
- ・ 計画的ではない日本語講師・ボランティアの養成は学習者の減少と合わせ、需要と供給のバランスを崩してしまう。現状、バランスが取れていない部分もあり、活動を希望しているが、活動する場所がない人への活動の場の提供も課題である。(山形市国際交流協会)
- ・ 地域の間関係の違いにより、支援者と学習者の距離も近くなりがちだったり、遠くなりがちだったりする。(宮城県国際化協会)
- ・ 地域における日本語教室の指導者やボランティアの情報交換の場として、東北地方の自治体国際化協会や大学等が協力し、ネットワーク会議を開催している。(宮城県国際化協会) ※再掲(論点2)
- ・ ボランティアが自立的に活動を行うには、十分な時間と人材の蓄積、養成するための場と財政の継続的確保が不可欠である。(総社市) ※再掲(論点2)

(養成・研修の方向性について)

- ・ 日本語教員の養成・研修において、地域における日本語教育や多文化共生が取り上げられているとは限らない。そのため、研修で学んだことと、現場に入って求められることとの間で考え方が違うこともあり、実際に活動する際に考え方のすり合わせが必要となる場合がある。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 各地で「地域における日本語教育」と銘打っている講座が開催されているが、講座の土台となる考え方は様々であり、特に方向性が定まっているわけではない。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 日本語教育について、少なくとも公的なお金を使ってボランティアの養成講座などを行うときはビジョンに基づいて行うべきである。(尾崎委員) ※再掲(論点1)

【検討事項について】

- ・ 大学や日本語学校において地域における日本語教育がどの程度、教員の養成・研修の場で取り上げられているのか。(金田委員)
- ・ 日本語教員の養成あるいは研修の場を通じて、カリキュラム案等の普及を図っていくことが重要ではないか。(金田委員)
- ・ 現行の日本語教員養成の枠組みは、日本語学校などの機関で活躍する人材の育成を想定していることが多いと思われるが、地域日本語教育に特化した人材育成プログラムや、教員養成課程においても地域日本語教育に関する知識・経験の充実が今後必要ではないか。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 日本語教育の専門性が一体何なのかということが分かりにくい。特に地域における日本語教育については、文脈や場、講師によって、その実践の在り方も大きく異なることが多いが、それらの文脈と合わせた形で実践例を描き出していかないといけないのではないか。(佐藤委員)
- ・ 地域における日本語教育を指導する際の必要とされる能力を評価する仕組み(試験等)があっても良いのではないか。(尾崎委員) ※再掲(論点5)
- ・ コーディネーター研修の参加者からカリキュラム案等の活用の困難点や課題に関する情報を集めることや、それらの結果をコーディネーター研修に反映させていくことなどが必要ではないか。(金田委員)
- ・ 若手を育成することが求められるが、その際、職業としての日本語教師はどうあるのがよいかということと併せて議論をする必要があるのではないか。(加藤委員)

論点7 日本語教育のボランティアについて

- 地域の日本語教育でボランティアが大きな役割を担っている現状をどう捉えるか、自治体の取組や成果はどうかなど、まず自治体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要。今後、文化庁の取組の効果も検証し、必要に応じて更にどのような方策が考えられるか検討が必要。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

- ・ 元学習者による日本語教室の立ち上げが行われ、外国人による居場所作りの取組が行われている。(宮城県国際化協会)
- ・ 外国人に山形の暮らし方、様々な生活文化・習慣等の知識及び日本語の会話を身に付けてもらうことなどを目的に行っている「生活講座」の講師に、元受講者になるケースが多い。(山形市国際交流協会)

【指導者等の状況、対応等について】

(ボランティアの実態と多様性について)

- ・ 地域における日本語教室で活動するボランティアの実態把握は難しいが、現時点ではボランティアの高齢化や参加するボランティアの人数のばらつき、運営者不足などが課題が生じていることが見えてきている。(横浜市国際交流協会)
- ・ ボランティアの高齢化が進んできている。また、ボランティアに対して専門性や責任をどこまで求めるのかということが議論となる。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 日本語教室で活動しているボランティアについて、中高年の女性が多く、世代交代ができていない教室が多い。指導者はときに学習者にとって「姑」「舅」のような存在になり、地域の先輩として助言、支援が可能。一方で家族のトラブル等の対応に追われるケースもある。(宮城県国際化協会)
- ・ 活動歴が長い日本語教室と、比較的活動歴が浅い日本語教室の間には支援の在り方など、スタンスに違いがあったりする。両者の間に交流があると思われる。(小山委員)
- ・ 日本語教育のボランティアも多様であり、日本語教育に関して専門的な教育を受けてきたわけではないが、様々な活動を行い、さらにそれらの活動から学ばれてきた人と、日本語教育に関する専門的な教育を受けてきた人との間にどのような協力関係を作るかということが求められる。(小山委員)

- ・ 1990年以降に外国人が増加した地域では、外国人支援の歴史が浅く、外国人との接触が少ない住民にとっては、外国人に接することについて心理的にハードルが高い可能性がある。(総社市)
- ・ 支援者として外国人当事者の参画も求められるところである。(横浜市国際交流協会)

【ボランティアの活動の場について】

- ・ 外国人支援の歴史が浅い地域では、ボランティアによる自主的な運営を求めることは困難な場合がある。(総社市) ※再掲(論点2)
- ・ サポーターの登録者数は多いが、実際には活動できない人も多く、実働できる人の数の把握が課題である。(山形市国際交流協会)
- ・ 学習者の減少がボランティアや講師の活動機会の減少につながる。(山形市国際交流協会)

【コーディネーター等について】

- ・ 日本語講師をしている人に、全体のコーディネーターをお願いし、そのほかの人をサポーターと位置付けているが、サポーター間の関わり方に温度差がある。(可児市国際交流協会)
- ・ 地域における日本語教育の専門性を有している者に対して、相応の対価が必要ではないか。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 海外だけでなく、国内でもコーディネーターやプロの配置ができないのか。自国の言語や文化について、責任をもって伝えられる国にすべき。(多文化共生リソースセンター東海)

【検討事項について】

- ・ ボランティアが担う部分と日本語教育の専門的な人材が担う部分には違いがあるのではないか。(横浜市国際交流協会)
- ・ 役割分担について検討する際に、ボランティアかプロかではなく、アマチュアかプロかといった分け方で議論を行うべきではないか。(多文化共生リソースセンター東海)

(4) 日本語教育の調査研究について

論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について

- 日本語教育政策の適切な企画立案・推進を図る上で、調査研究は重要。今後、文化庁が中心となって国立国語研究所、関係府省、自治体、日本語教育学会、大学等の協力を得て、政策的に必要な調査研究の実施が必要。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

- ・ 外国人について、国籍別や年齢別のデータはあるが、国籍、年齢、在留資格、性別をクロスしたデータがないために、細かな実態が分からず、どういった日本語がどれぐらい必要かということも見えてこない。(多文化共生リソースセンター東海) ※再掲(論点1)
- ・ 近隣の土産屋や商店、観光関係、外食産業の人から外国人に対して日本語をどのように伝えればよいかという講座の依頼がある。(加藤委員)

【指導者等の状況、対応等について】

- ・ 日本語教室実施後にアンケートを実施し、ニーズや学習者の感想を反映している。(可児市国際交流協会)
- ・ 外国人が「〇〇をしよう」と思った際に必要となる日本語や知識のリストアップが必要ではないか。その際、短期的な支援と中期的な支援とを分け、現場のニーズに応える「〇〇に必要な日本語」等のリストアップが必要ではないか。(多文化共生リソースセンター東海)

【検討事項について】

- ・ 地域における日本語教育を推進していくための資料やデータが不十分である。(金田委員)

- ・ 日本語教室に来ない人、来られない人をいかに発掘していくか、学習できる環境を作っていく際に必要となるデータを取っていくべきではないか。(金田委員)
- ・ 日本語教育関係機関の在り方だけではなく、一般の地域住民などがどのように関わってもらえるか、協力してもらえるかといった観点からの調査があってもよいのではないか。(加藤委員)
- ・ 日本語教育において「多様である」ということを現状とすることが多いが、さらに踏み込み、何がどう多様となっているのか、その実態を浮かび上がらせないことには現状より先に進むことは困難なのではないか。グループ化や類型化を行うなど、多様性の内実を明らかにしていくべきだろう。(杉戸委員)

(5) その他

論点9 総合的な視点からの検討について

- 日本語教育は多様であり、日本語教育の推進方策等について議論する際には、どのような日本語教育を想定するか明確にすることが必要。
また、外国人が抱える問題は日本語能力の問題にとどまらず、他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論するだけでは必ずしも十分とは言えない。
さらに、外国人の権利・義務やその受入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるかは、避けて通れない重要な問題。以上のことから、日本語教育の推進について議論する上では、総合的な支援の視点が必要であり、社会全体で考えるべき。
- なお、平成24年5月に外国人労働者問題担当大臣を議長、関係府省の副大臣級を構成員とする「外国人との共生社会」実現検討会議が設置され、8月に中間的な整理を行い、外国人の受入れの在り方については、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要があるとして、幅広い国民的議論の活性化に資するよう、まずは必要なデータの収集整備、国民への情報提供等に努めるとともに、どのような検討方法がふさわしいか等について、引き続き検討を進めることが必要である旨明記。
今後、検討会議の議論にも留意し、日本語教育に関しても更に議論を深めていくとともに、必要な調査研究や国民に対する情報発信・PRを行っていくことが重要。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

- ・ 総合的な視点からの検討についての仮説であるが、日本語力が低いほど①学校関係者との意思疎通が困難で子育てに不安を抱えている、②就職や転職が困難で、失業及び要保護に陥りやすい、③医療・保険・福祉へのアクセス困難である、④防災訓練等への参加率や防災意識が低く、避難行動・生活に苦慮しているということが仮説として考えられるのではないか。(多文化共生リソースセンター東海)

【指導者等の状況、対応等について】

- ・ 多文化共生推進事業の一つとしてほかの事業との連携の下に日本語教育に関する事業を実施している。(総社市)
- ・ 市役所内各部署、各団体との連携による行政情報の提供や日本人との交流を意識した取組、日本語教室の存在自体を知ってもらう活動等を実施しているところである。(総社市)
- ・ 日本語教育以外の外国人支援等に関連する事業として、外国人相談、外国人コミュニティーの活動支援、防災訓練への参加、バスツアー、多文化演劇集団への支援、多文化人材育成事業等を実施している。特に福祉、介護、看護、サービス業等の分野との連携は不可欠であるし、児童・生徒に対する日本語を含んだ学習支援は教育委員会や学校との連携が不可欠。(可児市国際交流協会)
- ・ 日本語力、社会知識等が他分野の問題改善につながる部分があるのではないか。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 児童・生徒は授業についていけないことが多々あり、また進学の際に日本語が問題となることがある。親については、日本語が理解できず、学校との関係がうまくいっていないことがあり、(母)親が孤立す

ることがある。(加藤委員)

- ・ 外国人当事者が、読み聞かせや交流会、海外出身女性同士または地域に暮らす日本人女性との交流を目指した活動の立ち上げを行っている。また、他分野との関連という意味では、就労のための日本語教室を実施している。(宮城県国際化協会)

【検討事項について】

- ・ 外国人を受け入れるスキームを検討する際に、受け入れる時の在留資格と日本語能力について議論すべきではないか。また、その評価の在り方についても検討すべきである。日本語教育小委員会で日本語能力について報告を取りまとめているが、それだけでは不十分ではないか。また、その場合の日本語学習機会について、市民による活動に委ねるのではなく、社会的に保障する必要があるのではないか。(尾崎委員)
- ・ 様々な教育プログラムが既に効果を上げていると思われるが、それを見るシステムやどのような効果が上がっているのかということを知るためのシステムがない。特に自治体が運営しているようなものについては評価的な観点を入れつつ、要する時間と費用と効果を算出できるようなものが必要ではないか。(金田委員)

論点10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について

- 日本語能力が十分でない児童生徒がどのような教育を受け、キャリアを形成していくかは大きな問題。今後とも外国人の児童生徒等に対する日本語教育の一層の充実が必要。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

- ・ 日本語ができないために幼稚園や保育所の入園・入所を断られてしまったり、発達障害を疑われる場合もある。(可児市国際交流協会)
- ・ 基本的には成人を対象としている日本語教室に15～20歳の子が時折来る。高校に編入することもできず、日本語教室で学ぶことになる。(山形市国際交流協会)
- ・ 子供の教育に関する親への支援が必要ではないか。(石井委員)
- ・ 来日間もない10代後半の子供たちには日本語の支援や進学支援だけでなく、地域との交流や自分の将来を考える機会を作っていくことも必要である。そうした活動を通じ日本語を使わなければならない状況を作り、日本語学習の必要性を意識付けていく仕掛けも必要である。(可児市国際交流協会)
- ・ 外国人学校や特別支援学校、院内学級、少年院等の施設での教育も求められている。(多文化共生リソースセンター東海)

【指導者等の状況、対応等について】

- ・ 日本語教育以外に教科学習支援が必要ではないか。(可児市国際交流協会)
- ・ 保護者との間に円滑な関係がないと子供への適切な支援は困難である。(可児市国際交流協会)
- ・ 公立学校以外の教育機関及び学外における日本語教育等の必要性についても検討が必要ではないか。外国人学校や特別支援学校、幼稚園・保育所、院内学級、少年院、児童養護施設、中途退学・学卒者、非正規滞在者等。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 学齢期を過ぎた子供などは特にボランティアでの対応は困難である。(山形市国際交流協会)

【検討事項について】

(※現時点ではなし。)

論点 1 1 国外における日本語教育について

- 国外の日本語学習者は、平成21年で365万人を超え、日本や日本文化に興味・関心を持つ外国人や日本への留学や就労を希望する外国人等への積極的な日本語教育の展開が期待される。平成24年7月の「日本再生戦略」の閣議決定では世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化のためにも、日本語・日本文化等、日本の国家ブランドを確立して世界に伝えていく方策を検討する旨明記。今後とも関係府省等が連携・協力し、国外における日本語教育の一層の充実が必要。

<ヒアリング、意見収集の整理>

【外国人の状況及びニーズについて】

(※現時点ではなし。)

【指導者等の状況、対応等について】

- ・ 来日後の支援だけではなく、来日前教育としての日本語教育及び法制度・習慣に関する説明が必要ではないか。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 海外在留邦人の長期滞在化・永住化による子弟の母語・母文化継承も重要であり、諸外国との関係に影響が大きいと思われる。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ 来日／出国・帰国の繰り返しを念頭に置いた受入と送出時の教育体制整備が必要であると思われる。(多文化共生リソースセンター東海)
- ・ インドネシア等、学習者が急増している地域については、指導者が足りないのではないか。(加藤委員)

【検討事項について】

(※現時点ではなし。)